

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 2026年1月1日より中国増値税法の施行について

2024年12月25日に制定された「中華人民共和国増値税法」（以下「増値税法」という。）が、2026年1月1日より正式に施行されます。本法は、増値税制度の健全化を図り、税制の公平性、透明性を高めるとともに、中国経済の持続的発展を促進することを目的としています。以下に、本法の主要な改正点とその影響を詳述します。

1. 増値税の課税および申告制度

1) 課税範囲の明確化（第1条・第3条）

増値税法では、以下の取引が増値税の課税対象として明確に規定されています。

- 課税対象：中華人民共和国国内において、貨物、サービス、無形資産、不動産の販売、ならびに貨物の輸入を行うすべての単位および個人（個人事業主を含む）が増値税の納税義務者とされます。
- 課税取引の定義：有償での貨物や不動産の所有権の譲渡、サービスの提供、無形資産の所有権または使用权の譲渡が含まれます。

2) 申告および納付手続きの簡素化（第13条・第14条・第30条）

納税者は、所定の期間ごとに税務機関に対して増値税の申告を行い、期限内に納付する必要があります。今回の施行により、増値税の計税期間は10日間、15日間、1ヶ月間、または四半期と明確に規定されています。また、小規模納税者には簡易課税方式が適用され、申告手続きが大幅に簡略化されることを明確にしました。

3) 電子インボイスの普及（第34条）

電子インボイスの普及に伴い、増値税インボイスは紙インボイスおよび電子インボイスを含み、電子インボイスは紙インボイスと同等の法的効力を有することが定められました。電子インボイスの利用が奨励されており、企業の税務管理を効率化するとともに、税収の透明性を向上させることが期待されています。

2. 税率および優遇政策の整備

1) 税率区分の明確化（第10条）

増値税法では、取引の性質に応じて以下の税率が適用されます。

税率区分	該当課税取引
13%	貨物販売、加工修理サービス、有形資産の賃貸サービス、輸入貨物
9%	交通運輸サービス、不動産賃貸サービスなど
6%	サービスおよび無形資産の販売
0%	輸出貨物および特定の越境サービス

2) 優遇政策の具体化（第24条・第25条）

増値税法では、特定の取引や活動に対して増値税の免除が規定されています。

- 免税対象：農業生産者による自家生産農産物の販売、医療機関による医療サービスの提供、古書の販売、個人が使用済みの物品を販売する場合などが含まれます。

- 特別優遇政策：国民経済と社会の発展のニーズに応じて、国務院は小規模企業の発展支援、重点産業の育成、革新・起業・雇用の奨励、公益事業への寄付などに対する増値税の特別優遇政策を制定することができます。

3. 小規模納税者制度の見直し

1) 小規模納税者の認定基準（第9条）

年間増値税課税売上高が500万円を超えない納税者は、小規模納税者として認定され、簡易課税方式を選択することができます。

2) 簡易課税税率の明確化（第11条）

簡易課税方式で計算・納付する場合の増値税率は3%と明確に規定されています。これにより、従来の適用範囲が不明瞭であった条項が削除され、税務運用の一貫性が強化されました。

お見逃しなく！

今回増値税法の施行により、税率や適用範囲が明確化され、税務リスクの軽減と運用の透明性向上が期待されます。特に小規模納税者向けの優遇措置が強化され、企業の税務管理効率が大幅に向上する可能性があります。以下の対応を検討することをお勧めします：

- 内部プロセスの最適化：小規模納税者に該当する場合は、簡易課税方式の適用を検討し、コスト削減のための施策を講じる。
- 専門家の意見活用：税務専門家に相談し、適切な税務戦略を構築することで、税務リスクを最小限に抑える。
- 体制整備の早期実施：改正内容を踏まえた体制の整備を迅速に行い、新たな税制環境に対応する。